平成２３年（フ）第４６８号
新潟市西区小針５丁目３番９号　レオパレス21小針第７―103号
債務者　岡村　太郎
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４７２号
新潟市東区海老ケ瀬598番地　ＧＡＫＵＥＮヒルズＢ―103号
債務者　本田佳奈子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９０号
愛知県犬山市長者町３丁目172番地２　クレール金山Ｄ棟202
債務者　藤野　　満
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第６２４号
大阪府岸和田市尾生町1173番地の４
債務者　庭山　幸二
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６２６号
大阪府和泉市葛の葉町２―18―14、住民票上の住所大阪府羽曳野市誉田５丁目４番16号
債務者　山家　智節
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６２７号
大阪府和泉市葛の葉町２―18―14、住民票上の住所大阪府羽曳野市誉田５丁目４番16号
債務者　創作てんぷら山家こと　山家満壽美
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６９２号
大阪府泉佐野市高松東１丁目４番35号高松荘10
債務者　梅津　政子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６９８号
大阪府泉南郡熊取町大久保南４丁目22番16号
債務者　堀内　勇毅
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７１１号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地57棟101号、前住所大阪市平野区瓜破東７丁目３番10―300号
債務者　小笠原千恵
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７１５号
大阪府和泉市池上町１丁目４番１―503号
債務者　岩本亜砂美
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７２５号
大阪府貝塚市澤157番地３グレイスコートたちばな103号
債務者　爲定まさよ
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７２８号
大阪府貝塚市脇浜４丁目28番15号
債務者　大出　　誠
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７３８号
大阪府岸和田市土生町２丁目６番26号サンヴェール岸和田101号
債務者　島崎建設工業こと　島崎　武司
1　決定年月日時　平成23年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６８号
島根県簸川郡斐川町大字今在家96番地
債務者　長谷川一男
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第７２号
島根県簸川郡斐川町大字荘原町3899番地　サンコーポラス斐川２号棟504、前住所島根県簸川郡斐川町大字直江町1555番地30
債務者　岡田　　亮
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第７３号
島根県簸川郡斐川町大字荘原町3899番地　サンコーポラス斐川２号棟504、前住所島根県簸川郡斐川町大字直江町1555番地30
債務者　岡田　君子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第７４号
島根県簸川郡斐川町大字荘原町3899番地　サンコーポラス斐川２号棟504、前住所島根県簸川郡斐川町大字直江町1555番地30
債務者　岡田　直美
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
松江地方裁判所出雲支部